

## 介護保険における個人番号記入欄のある申請書の取り扱いについてのご案内

社会保障・税番号制度の導入に伴い、平成28年1月より、介護保険関係申請書類に個人番号（マイナンバー）欄を追加しました。原則、個人番号の記入が必要となりますが、未記入であっても従来どおり受理します。

### 1 窓口の申請で個人番号を記入いただいた場合

本案内の裏面に記載の 1 個人番号確認書類及び 2 身元確認書類の提示が必要となります。

#### (1) 本人申請

申請者の個人番号確認書類と身元確認書類の提示が必要です。

#### (2) 代理人申請（成年後見人等の法定代理人や委任状等をお持ちの任意代理人の方）

申請者の個人番号確認書類の写しと、委任状もしくは申請者の被保険者証及び代理の方の身元確認書類の提示が必要です。

#### (3) 代行申請（申請書の提出のための使者）

個人番号が使者に見えないよう、申請書及び個人番号確認書類、身元確認書類を封筒に入れて提出する等の措置が必要です。

### 2 郵送による申請で個人番号を記入いただいた場合

申請者の個人番号確認書類と身元確認書類は、すべて写しを同封してください。

注1) 同封された確認書類の写しは内容確認後、個人情報に配慮した方法で廃棄いたします。

注2) 確認書類が不足の場合は、追加送付いただくことになります。

### 3 個人番号が未記入の場合

申請者から個人番号の提供を受けていないことから、従来どおり受理します。

注3) 個人番号は長寿支援課で確認し、法令で定める範囲内で使用します。

### 留意事項

・個人番号が記載された申請書等をコピーしたり、個人番号を書き写す等の行為は、個人番号の取得に当たりますので、取り扱いには注意してください。

・介護保険事務における個人番号の取り扱いの詳細については、WAMNETに掲載されている「介護保険最新情報 vol.506」をご覧ください。

◆お問い合わせは 南国市役所 長寿支援課介護保険係へ◆

電話 088-880-6556

# 介護保険の申請等の際に必要な確認書類

## 1 個人番号確認書類

- |                                |                                  |
|--------------------------------|----------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 通知カード | <input type="checkbox"/> 個人番号カード |
|--------------------------------|----------------------------------|
- 注) 番号が不明の場合は、法令の定める範囲内で使用するため、長寿支援課において確認します。

## 2 身元確認書類（代表例）

### 身元確認書類1点で良いもの（郵送の場合はコピーを添付）

- 個人番号カード
- 運転免許証
- 運転経歴証明書（平成24年4月1日以降のものに限る）
- 身体障害者手帳
- 療育手帳
- 住民基本台帳カード（写真付きのもの）
- 旅券（パスポート）
- 精神障害者保健福祉手帳（写真付きのものに限る）
- 在留カード
- 特別永住証明書
- 官公署の発行した免許証、許可証、資格証明書又は身分証明書など市長が適当と認める顔写真付きの書類

### 身元確認書類2点が必要なもの（郵送の場合はコピーを添付）

- 各種健康保険被保険者証
- 生活保護受給者証
- 各種年金証書
- 年金手帳（国民年金手帳）
- 住民基本台帳カード（顔写真なし）
- 学生証
- 社員証
- キャッシュカード
- クレジットカード
- 診察券（名前が印字されているものに限る）
- 預貯金通帳
- 官公署又は公的機関が送付、発行した氏名、生年月日又は住所が記載されている書類（介護保険被保険者証など）
- その他市長が適当と認める書類